

# 令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用による 被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給制度について

災害により被災された方におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震により住家が「全壊」、「流出」、「半壊」又は「床上浸水」の被害により、必要な被服や日用品等を損失し、直ちに日常生活を営むことが困難な世帯で袋井市に避難される救助対象市町の方に対し、生活必需品を現物支給します。

※救助対象市町

石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

## 1 対象者

住家が、「全壊」、「流出」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「床上浸水」の判定を受けた世帯

※ 保管された物や寄贈、汚れを落として使えるなど、必要最小限の生活必需品を調達し使用できる場合は、対象外になります。また、本制度は現金を給付する制度ではありません。

※ 他の市町で「被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を申請した方は、対象外になります。

## 2 支給物品

「被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給申請書」でご確認ください。

※支給する物品は世帯単位で支給します。被災状況及び世帯人数により、費用の上限があります。

## 3 申請について

(1)「被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給申請書」を記入し、罹災証明書(写し可)及び世帯全員分の住民票(写し可)と併せてしあわせ推進課社会福祉係(本庁舎1階)へ提出してください。(郵送、Eメール、FAX可)

※希望される物品の数量は、物品の合計金額が申請書下段に表示された「支給基準」の範囲内に収まるように記入してください。支給される物品は、袋井市で定められた物のみとなります。

※被災地の状況により罹災証明書及び世帯全員分の住民票が入手できない方は、「半壊」区分で申請いただき、罹災証明書及び住民票が発行されましたらご提出ください。

※申請は、「支給基準」の上限に達していなくても1回限りです。ただし、罹災証明書を添付せずに申請していた方で罹災証明書の被害区分が「全壊」だった場合は、「半壊」区分との差額分を1回に限り追加で申請いただけます。

※袋井市で「被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を申請した場合は、他の市町で申請することはできません。

(2)申請書の審査の後、市が物品を購入します。

(3)物品の調達ができ次第、ご自宅へお届けします。配達日時については、事前に申請者に連絡いたします。

なお、注文物品が集中し、欠品が生じた場合は、調達に時間を要する場合があります。

(4)罹災証明書及び世帯全員分の住民票を申請時にご提出いただけない方は、交付を受け次第速やかに提出してください。

#### 4 提出書類

- (1)「被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給申請書」
- (2)罹災証明書(写し可) ※後日、提出可
- (3)住民票(写し可) ※後日、提出可

5 受付期間 令和6年2月 29 日(木)(平日のみ) 午前8時30分から午後5時15分  
※救助対象市町の状況に応じて期間延長する可能性があります。

#### 6 提出先・問い合わせ先

〒437-8666 袋井市新屋一丁目 1 番地の 1

袋井市役所しあわせ推進課社会福祉係 (本庁舎 1 階)

TEL 0538-44-3112

FAX 0538-43-6285

メール shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp